

調書(決定)

事件の表示 平成30年(行ヒ)第344号

決定日 平成30年11月16日

裁判所 最高裁判所第二小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成30年(行コ)第1号(平成30年5月23日
判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

1 本件を上告審として受理しない。

2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成30年11月16日

最高裁判所第二小法廷

当事者目録

申立人 社会福祉法人X

相手方 国

処分行政庁 中央労働委員会

相手方補助参加人 Z1労働組合Z2地方本部Z3分会